



島根県報

平成24年6月29日（金）

号外第94号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（青少年家庭課） 2

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第73号）

1 規則の概要

- (1) 児童福祉法の改正に伴う所要の改正（第2条—第4条・別表第1・別表第2関係）
- (2) 措置費等の徴収額に係る市町村民税及び所得税の額の算定方法についての所要の改正（別表第2関係）
- (3) 措置児童等の属する世帯が当該年度分市町村民税非課税世帯であっても、徴収額は0円とする場合の要件を改正することとした。（別表第2関係）
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成24年7月1日から施行することとした。

規 則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第73号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、第63条の2第3項及び第63条の3第2項」及び「（被措置者等が法第27条の措置を受けた者で月の初日における年齢が20歳以上のもの（以下「特列入所者」という。）である場合には、子及び配偶者のうちの最多納税者に限る。）」を削る。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号中「（特列入所者を除く。）」を削り、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、同条第2項中「及び第2号」及び「又は第2号」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第3項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第2中

「

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立生活援助事業
----------------------	------	---

」

を

「

		児童自立支援施設通所部、情緒障害児
--	--	-------------------

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設	短期治療施設通所部及び児童自立生活援助事業
-----------------------	------	-----------------------

」

に、「措置児童に係る」を「措置児童等に係る」に改め、同表の備考の1中「この表の」の次に「C1及びC2階層における「市町村民税の額」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2の規定を適用するものとし、」を加え、「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の2中「次の」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定を適用するものとし、次に掲げる」に改め、同表の備考の2の(1)中「並びに第2項第1号」を「（同条第2項第1号）に改め、「寄附金」の次に「に係るもの」を加え、「、第92条第1項並びに」を「に規定する寄附金に係るものに限る。）、第92条第1項及び」に改め、同表の備考の2の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改め、同表の備考の4中「、肢体不自由児療護施設」及び「、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設」を削り、「肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、指定医療機関（入所に限る。）」に改め、同表の備考の5を次のように改める。

- 5 この表の税額の算定については、措置児童等の課税額とその者の扶養義務者（児童自立生活援助事業の実施を受けた者の扶養義務者は除く。）の課税額を合算するものとする。

同表の備考の6中「措置児童」を「措置児童等」に改め、同表の備考の7を削り、同表の備考の8中「措置児童」を「措置児童等」に改め、同表の備考の8の(1)中「世帯」の次に「（自立援助ホームの入所児童は、扶養義務者のいない世帯とみなす。）」を加え、同表の備考の8の(3)中「児童福祉法」を「法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、法」に、「第5条第5項、第6項」を「第5条第6項」に改め、同表の備考の8を同表の備考の7とし、同表の備考の9中「委託されている児童」の次に「及び児童養護施設に入所している児童」を加え、同表の備考の9を同表の備考の8とする。

別表第3の備考の2中「次の」を「所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定を適用するものとし、次に掲げる」に改め、同表の備考の2の(1)中「並びに第2項第1号」を「（同条第2項第1号）に改め、「寄附金」の次に「に係るもの」を加え、「、第92条第1項並びに」を「に規定する寄附金に係るものに限る。）、第92条第1項及び」に改め、同表の備考の2の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則別表第2及び別表第3の規定は、平成24年7月分以後の費用徴収について適用し、同年6月分以前の費用徴収については、なお従前の例による。